

法曹の養成に関するフォーラム 第6回会議 議事録

第1 日 時 平成23年10月24日（月）自 午後 2時01分
至 午後 3時48分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 法務大臣あいさつ
- 2 委員の紹介
- 3 今後の進め方について
- 4 在るべき法曹像についての意見交換
- 5 次回の予定

第4 出席委員等 佐々木座長，竹歳内閣官房副長官，黄川田総務副大臣，滝法務副大臣，藤田財務副大臣，森文部科学副大臣，経済産業省経済産業政策局小宮審議官（北神経済産業大臣政務官代理），伊藤委員，井上委員，岡田委員，翁委員，鎌田委員，久保委員，田中委員，南雲委員，萩原委員，丸島委員，山口委員，最高裁判所事務総局菅野審議官，最高検察庁大仲オブザーバー，日本弁護士連合会若旅オブザーバー

第5 その他の出席者 平岡法務大臣

第6 議 事 （次のとおり）

○**関司法法制課長** それでは、予定の時刻となりましたので、法曹の養成に関するフォーラムの第6回会議を始めさせていただきます。

まず、法務大臣からあいさつがあります。

1 法務大臣あいさつ

○**平岡法務大臣** 皆さんこんにちは。ただいま御指名をいただきました法務大臣の平岡秀夫でございます。本日は皆さん大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。このフォーラムは皆さんも御案内のように、5月13日に関係大臣の申合せで設置されたということで、私自身はフォーラムのメンバーではございませんけれども、内容的に私が多分関係大臣の中でも最もこの問題について責任を持って取り組んでいかなければならないという意味で、こうしてごあいさつもさせていただいていると承知しております。

5月13日に申合せがありまして、第1回の会議が開催されまして、5回にわたって熱心に御議論をいただきました。8月31日には第一次の取りまとめということで、取りまとめの報告もいただいたわけでございます。第一次の取りまとめの際には、私の前任者であります江田五月法務大臣が、佐々木座長からその報告を受け取ったわけございまして、現在その取りまとめに基づきまして、政府としても必要なことをやっているという状況でございます。

とりわけ、修習資金の貸与制か給費制かという問題については、既に設定されています期限というのが10月末までということでございましたので、これにはちょっと間に合いませんけれども、それに余り大きな差がない状況の中で、国会でもしっかりと審議をしていただきたいということで、今、この国会に法案を提出すべく準備をさせていただいているという状況にあるわけでございます。

それが一つの問題でありましたけれども、もう一つ大きな課題としては、法曹の養成に関する制度の在り方全体ということについて御議論をいただくということになっておりまして、これから鋭意その問題についても、皆さん方に御議論をいただきたいと思っております。問題意識としては司法制度改革の理念の中で導入された新しい法曹養成制度においては、既に多くの有意な人材を輩出して、それなりの成果を上げてきていると思っておりますけれども、他方でいろいろな問題点も指摘されているということでございます。私としましても、この法曹養成制度の重要性にかんがみまして、まずはいろいろな問題点が指摘されているその現状について、皆様方に客観的に把握をしていただきまして、そうした問題についての根幹にさかのぼってその原因を分析した上で、今後の法曹養成制度の在り方について十分に検討して、見直しの方向性をお示しいただきたいと考えております。

これからのこのフォーラムの進め方については、本日のこの会議での議題にもなっているようでございますけれども、いろいろと私たちも関係者と議論しておりますと、当初予定されていた法科大学院、あるいは司法試験、あるいは司法修習といったような連携についての見直しの規定というのがございまして、法施行後10年を経過した後に見直しをするというようなことが言われていますけれども、果たしてそういうところまで待っているのだろうか

というような問題の指摘もあるところでございますので、是非このフォーラムでしっかりと問題点についても御指摘いただき、今後どう在るべきかについても方向性をお示しいただけるようなことをしていただければと思っておりますのでございます。

皆様方には引き続き様々な角度から、有意義かつ充実した議論を交わしていただきまして、実のなる会議にさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○**関司法法制課長** ありがとうございます。

それでは、ここで法務大臣は公務のため退席なさいます。

(法務大臣退席)

それでは、佐々木座長に進行を引き継ぎます。

2 委員の紹介

○**佐々木座長** 座長の佐々木でございます。8月末に第一次取りまとめを行うことができましたが、取りまとめまでには皆様に大変熱心な御議論をいただきました。本日から第2ラウンドと言うべき段階に入りまして、法曹の養成につきまして制度の在り方を含め検討していくこととなります。引き続きよろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、前回の会議の後、関係政務やオブザーバーの交代がございましたので御紹介を申し上げます。ごく手短にごあいさつをお願いできればと思います。

初めに、竹歳誠内閣官房副長官でございます。

○**竹歳内閣官房副長官** 竹歳でございます。よろしくお願いいたします。

○**佐々木座長** 次に、黄川田徹総務副大臣でございます。

○**黄川田総務副大臣** 黄川田でございます。よろしくお願いいたします。特に国家公務員制度、地方公務員制度、それから公務員の中でできるだけ法曹界の皆様方の御指導をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**佐々木座長** 次に滝実法務副大臣でございます。

○**滝法務副大臣** 滝実でございます。よろしくお願いいたします。

○**佐々木座長** 次に藤田幸久財務副大臣でございます。

○**藤田財務副大臣** 財務副大臣の藤田幸久でございます。よろしくお願いいたします。

○**佐々木座長** 次に森ゆうこ文部科学副大臣でございます。

○**森文部科学副大臣** 文部科学副大臣の森ゆうこでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**佐々木座長** また、オブザーバーの日本弁護士連合会におきまして、構成員の交代がありましたので御紹介いたします。

日本弁護士連合会の若旅一夫法曹養成検討会議委員でございます。

○**若旅オブザーバー** 若旅一夫でございます。よろしくお願いいたします。

○**佐々木座長** なお、本日は宮脇委員のほか、今回からフォーラムの構成員となられた北神経産業大臣政務官が欠席されています。北神政務官の代理として、小宮経済産業政策局審議官が出席されております。また、加藤公一オブザーバーは構成員から外れることとなりましたのでお伝えいたします。

それでは、資料の説明を事務局からお願いします。

○**関司法法制課長** 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は6点でございます。

1点目は本日の議事次第、2点目はただいま御紹介のありました加藤オブザーバーが構成員から外れるということで、10月24日付で一部修正しました本フォーラムの開催についての申合せでございます。3点目は、平成23年8月31日付、先ほど御紹介のありました法曹の養成に関するフォーラム、第一次取りまとめでございます。4点目がその概要、5点目が今後の進め方の案でございます。6点目が「在るべき法曹像について」と題する資料ということになります。

以上6点ということになっております。

また、従前どおり、机上には各種基礎資料、及び前回の会議までに提出されました資料・議事録をつづったファイルも置いてございますので、適宜御参照ください。

以上でございます。

3 今後の進め方について

○**佐々木座長** それでは、これから議事に入ります。まずは本日配布されております第一次取りまとめにつきましては、前回の会議後、先ほど大臣からも御報告ございましたように、江田法務大臣に私から御報告申し上げたところでございますが、この取りまとめを受けた措置につきまして、その後の政府の現在までの検討状況を御報告いただければと存じますので、滝法務副大臣から御説明をお願いしたいと思います。

滝副大臣、よろしく申し上げます。

○**滝法務副大臣** それでは、座長の御指名でございますので、現在までの取りまとめの検討状況につきまして御報告をさせていただきます。

御案内のとおり、8月31日の第一次取りまとめにおきましては、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について、貸与制を基本とした上で十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずることとされました。政府といたしましては、先ほど平岡法務大臣のあいさつにもございましたとおり、第一次取りまとめ結果を最大限に尊重するとの方針のもと、必要な法案を今臨時国会に提出することを予定をいたしております。

まず、その中身でございますけれども、貸与制を基本とするとの点については、本年11月1日以降、貸与制を内容とする裁判所法が適用されることとなっておりますので、法律上、特段の措置を講ずるといことはございません。

他方、経済困難を理由とする返還猶予措置を講ずる点につきましては、現行の裁判所法には規定がございませんので、この返還猶予措置を講ずるため、返還猶予の理由として修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として、最高裁判所の定める事由があるときを加えると、こういう内容の裁判所法の改正案を今臨時国会に提出するため、現在その準備を進めているところでございます。その党内の承認を受けて、閣議決定を近々させていただくと、こんな段階でございます。

以上でございます。

○**佐々木座長** 副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、政府の側の対応につきましてはただいま御説明いただきましたので、本日の議

論に入りたいと思います。本日の予定でございますが、今後の進め方について検討させていただいた次に、法曹の養成に関する制度の在り方を議論する前提として、在るべき法曹像について意見交換をするという進行を座長としては考えております。

まず、今後の進め方について協議させていただきたいと思います。事務局とも検討いたしましたして、資料としまして資料5をいわゆるたたき台として今日提出させていただいたところでございます。そういうことで、この資料5に基づきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○後藤司法法制部長 それでは、資料5を御覧ください。今後の進め方（案）と題する1枚紙でございます。座長と御相談の上、作成をいたしました。まず、大まかなスケジュール案について御説明いたします。最初に今後の進め方、23年11月というところに一番上の段に書いてございますが、「今後の進め方、在るべき法曹像についての意見交換」とございます。これは本日、この資料をたたき台として今後の進め方について御協議をいただくとともに、先ほど座長からも御説明がありましたように、法曹の養成に関する制度の在り方を議論する前提として、在るべき法曹像について御議論いただければいかかとの趣旨で記載しております。

次に法曹の養成に関する制度については、これまで様々な問題点が指摘されておりますが、その問題点を検討するに際し、皆様の共通理解となる現状の把握をしていただく必要があると思われまふ。この表で23年12月から24年5月までの欄に書いてございますけれども、関係者からのヒアリングや法科大学院の視察等を実施して、現状把握を行った上で意見交換をしていただき、それらを踏まえた論点の整理をする案としております。

さらに、24年6月以降でございますが、こうして整理された論点について個々の検討を行う案としております。具体的な内容としましては、「活動領域拡大の方策の検討」、「活動領域拡大を踏まえた将来の法曹人口の検討」、「法曹養成制度の在り方の検討」に分けて記載しております。そしてこのような検討を踏まえ、最終的な取りまとめをしていただく案としております。

以上が大まかなスケジュール案でございますが、次に次回以降にさせていただく案としております現状把握の具体的な内容として考えられるものについて御説明いたします。

この資料、現状把握の枠の中に○が二つございまして、一つ目が「活動領域拡大関係」でございます。この活動領域拡大関係につきましては、幾つかの項目に分けて記載しておりますが、例えば「法律事務所」とありますけれども、法律事務所につきましては従来の法律事務所の求人・求職の状況やニーズについて、弁護士からヒアリングを行うことが考えられます。それからもう一つ、「過疎地域、都市集中」とございますけれども、弁護士過疎、都市集中と言われるものの現状や、地方におけるニーズについてヒアリングを行うことが考えられます。また、「企業」、「自治体」につきましては、各分野で活躍されている弁護士や、弁護士を雇う側の方から、それぞれにおける法曹有資格者のニーズや活用方策についてヒアリングを行うことが考えられるところでございます。さらに、「公務」、「国際機関」についても同じ趣旨で、関係者からヒアリングを行うことが考えられます。「外国」につきましては、諸外国における法曹人口や法曹養成制度について御報告することが考えられますし、括弧の中に「隣接」とございますけれども、司法書士などの隣接法律専門職種の方からヒアリングを行うことも考えられるところでございます。

次の○で、「法曹養成制度関係」として三つの項目を書いております。「法曹養成制度の現状」につきましては、その下に「法科大学院視察、実態把握」とありますように、実際に委員の皆様は法科大学院を視察して実態把握をしていただくことが考えられます。また、「関係者からのヒアリング」についても考えるところでございます。そのほか、試験結果等の最新の状況について報告を行うということも含まれようかと思っております。

ただいま御説明したようなイメージをもとに資料を作成いたしましたので、これをたたき台として御協議いただければと存じます。よろしくお願いたします。

- 佐々木座長 ありがとうございます。これはあくまでも本当にたたき台でございますので、ただいま御説明ございました今後の進め方につきまして、大まかにこういう形で進めてよろしいのかどうか。その上で次回以降にどのような検討を具体的にやっていく必要があるのかといったようなことにつきまして、御意見をお出しいただければと思っておりますが、何か御発言ございませんでしょうか。
- 丸島委員 12月から5月まで現状把握ということが中心に書いてありますが、今後のフォーラムの会合の進行のイメージについてお尋ねします。今日2時間の会議が入っていますが、次回の会議は、例えば年内には予定が入るのでしょうか。また、来年1月以降の会議はやはり月1回程度2時間という従来のペースで進められるということで、事務局の方では考えておられるのでしょうか。ちょっとそのあたりが、そのようなペースでよいのかどうかということもあるかと思っておりますが、今のところ、どのような見込みでおられるのか教えていただけますか。
- 後藤司法法制部長 あくまで事務局で思っているところということでございますけれども、ここにあるように、ヒアリング等を実施するという前提で、年内はもう1回会合を入れるのはなかなか難しいかもしれません。年が明けてからは月1回は開催をお願いしなければならないと思っておりますが、それ以上のことは正にこの協議の場でお決めいただければと思っております。
- 佐々木座長 法科大学院につきましては、視察はやはり年内にやらないと事実上できないということになる可能性があるようでございますので、ですから年内に例えばやってみなければいかんというようなことが物理的にあるものですから、会議を年明けからは事務局がおっしゃるようなことでよろしいのかと思うんですが、年内どういうことになるのかというのは、ちょっと実は余り断定的にはまだ考えておりません。ただ、法科大学院の視察等につきましては、できれば年内にやる以外に、ちょっとスケジュールが入らなくなるということをお恐れているということなんでございますけれども。
- 丸島委員 その点は分かりました。今日は一応のたたき台だということで伺いましたが、今後の進め方というところがとても重要だと思っておりますので、今日ここで議論して今日今後のことが決まるということではなくて、それぞれがフリーに意見を出して、それを踏まえてまた事務局で整理され、その上で今後のことを決めるという、そのような進行ということではよいのでしょうか。そうすると、次回会議が年明けになると、その間はずっと法科大学院などを見学しながら、最終的に今後の進捗が決まるのは年明けの会議でという、そういうイメージで今考えておられるという前提でよろしいんですかね。
- 佐々木座長 12月は難しいかもしれないということですかね。
- 後藤司法法制部長 難しいのではないかと思っておりますが、是非ということであれば、日

程は調整させていただきます。

○佐々木座長 特にヒアリングもどのようなスタイルでやるのかとか、いろいろなことがありますので、年内はもう無理だと決めてしまう必要は私は必ずしもないかと思っておりますので、少なくとも11月、12月のうち、できれば1回は開くように私自身は考えたいと思っておりますが、物理的に可能かどうかはちょっと考えさせてください。

それと、今日皆様方からいろいろな議論をいただいた上でやはり考えなければいけないということもありますので、できればちょっとスケジュールの話は最初の入口にされるとちょっとやりにくい。実質の話の方でお願いします。

○丸島委員 今後の進め方を考える上で、前提となる会議のイメージがどうなのか少しよく分からなかったものですからお尋ねしました。

○佐々木座長 これはあくまでも本当にまた今日終わった後で、もう一度考え直す必要も出てくるのかなと思っている意味でたたき台でございます。

この領域拡大と、それから法曹養成制度というのは、これは2本の大きな柱ですので、これについて我々の任期の間にできることをやっておこうというイメージでたたき台を出したということでございます。確か1年間の任期だったように私記憶しておりますものですから。

○井上委員 基本的にはこの案で結構だと思います。司法制度改革審議会での審議の際にも、その前提として、関係者からヒアリングをしたり、いろいろなところを視察させていただきました。特に弁護士過疎と言われている地域に手分けして何度か行って、法律関係者だけから聞くだけでは不十分で、この改革は弁護士事務所の人手不足を補うためではなく、潜在している法的なサービスへの需要、つまり、必要なのにサービスが行きわたっていない、そういう実態はあるのかどうかといったことなどを現地に行っているいろいろな方から伺って、それをもとにして議論をしました。しかし、それから10年以上経っていますので、そういう実態はどうなっているのかといったことなども含めて実情を認識するというのは大事だと思うのですね。

その意味で、法律関係者だけではなく、地方公共団体の方ですとか、商工会議所の方ですとか、消費者関係の方ですとか、幅広い方々から実情をお伺いする。ただ、特に副大臣や政務官の方々は極めてお忙しいので、遠くまで行っていただくのは無理だと思いますから、ヒアリングで賄うということにすべきだろうと思います。

さらに、私も法科大学院関係者からしますと、管理者的立場の人や教員の意見を聞いていただくのはむしろ大事ですけれども、修了して実務に就いている人たち、法曹その他法律関係の仕事をしている人もそれ以外の仕事をしている人もいますが、そういう人たちからも是非意見を聞いていただきたいと思います。

ロースクールの視察については、佐々木座長が言われたように、1月になりますと私立大学では試験シーズンに入ってしまうので、授業の主要な部分は12月いっぱい終わってしまうため、年内に見ていただきたいということです。しかし、当面の任期で勘弁していただかず、さらにもう1期ということになることが考えられないわけではなく、その場合にはまた、必要に応じ、他のロースクールも視察するということがよろしいのではないかと考えています。

○萩原委員 今の話にも関連しますが、基本的にはこういう形でよろしいかと考えます。幾つか現状把握のところコメントがあります。隣接のところ括弧が入っていますが、将来の

活動領域の拡大を考えるに当たっては、隣接専門職種の方々がどういう実態にあって、何を考えておられるのかと。とりわけ弁護士の拡大については様々な意見があると思いますので、括弧ではなく、この方々へのヒアリングもきちんと行ったらどうかというのが第1点です。

それからいま一つは、ここにある委員の方々には司法研修所の実態というのは専門の方々ですから、見学したりよく見たりということは随分あるのかもしれませんが、我々経済界から見ますと、研修所については一体全体どういう形で修習しているのかということについて、必ずしも見学をしたりヒアリングをしたりという経験がないわけです。領域の拡大に当たっては経済界に期待されている部分は極めて多いものですから、限られた時間ですけれども、是非この修習の実態についての把握も、これは全員でなくてもいいのかもしれませんが、そういう機会を与えていただくと大変有り難いなど、こんなふうを考えております。

以上です。

- 佐々木座長 最高裁修習につきまして、ただいま委員から御希望が出されましたけれども、これは何か時期的な問題というものはあるものなんですか。
- 菅野最高裁判所事務局審議官 私どもといたしましては、実はこのフォーラムの前に開催されておりました法曹養成制度に関する検討ワーキングチームのときにも、委員の皆様方に司法研修所に来ていただいて、実際に司法研修所を見ていただいたこともございますので、もし、今回も委員の方々がそのような御希望をお持ちだということであれば、是非いらしていただいて見ていただければと思っております。ただ、座長から御指摘がありました、あえて申し上げれば、修習生が和光にございます司法研修所にいる時期は8月から11月の半ばぐらいまでで、11月の半ば以降は、いわゆる2回試験という卒業試験の時期になってまいりますので、そのあたりのタイミングを考える必要があるかもしれません。修習生がいなくても、司法研修所がどんな感じで、どのような形で実際に修習が行われているかという雰囲気を感じていただくこと自体は可能かと思っておりますので、もし御希望であれば、そのあたりも含めて事務局と打合せをさせていただいてもよろしいかと思っております。
- 佐々木座長 ありがとうございます。
- これもそういうことで是非という御要望もございましたので、少し考えさせてください。ただし、時間が限られているものですから、うまく入るかどうかわかりません。それから法科大学院につきましては、何回か機会をつくって、何グループかつくるような形でどこかで行っていただけるような形にするしかないかなと。それから何校ぐらい行ってもらおうのか、1回で2校というようなことも可能なかどうかというようなこともありまして、ちょっと細かな手順については、ぼつぼつ検討しようかなと今考えているところでございます。
- それでは、森副大臣どうぞ。
- 森文部科学副大臣 今回のこの現状把握、またその後の意見交換を踏まえた論点の整理という中でも把握はできると思うんですけれども、郵便不正事件がございました。そして検察の在り方検討会議が設置され、検察の在り方そのものを厳しく検証し、組織の在り方等々についてもこの間いろいろな議論がされてきたわけですけれども、要するに検察に限らず、裁判所の方もそうですけれども、やはり最後は人の問題でして、それはここの本日の資料にも付けてありますが、司法制度を支える法曹の在り方、この資料の4ページに書いてありますように、制度を生かすもの、それは疑いもなく人であるということで、その質的側面について

はいろいろ書いてありますけれども、社会や人間関係に対する洞察力、そして人権感覚というふうなことも書いてあるわけでございます。この間の検察官が証拠を改ざんするという、あってはならないことが起きたわけでして、この事実を我々は無視をすることはできない。そういう視点も踏まえて、もちろんいろいろな制度そのものの在り方についてはここで議論するわけですが、その中にやはり必ず今回の問題を踏まえた人権感覚、あるいはそういうものをきちんと踏まえた法曹の養成ということが最終的な目標ですけれども、そういう観点からヒアリングの対象者についても少し考えていただきたいのですが、この事務局案ですと、若干そういうところの視点がないのかなというふうな気もいたしますので、是非そういう観点からの現状の把握ということもしていただければと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○佐々木座長 ヒアリングの対象につきましていろいろな御意見が出ていますけれども、ほかに何かございませんでしょうか。それでは岡田委員、それから鎌田委員、それから若旅さんをお願いします。

○岡田委員 活動領域拡大のところ、法律事務所というのが挙げられており、その中に入っているのかどうか分かりませんが、東京に関しましては公設法律事務所がそれぞれの弁護士会にありまして、その目的というのが新人弁護士の教育と実務研修だと認識しております。新しい消費者紛争に関しましても積極的に受け止めてくれるし、地域の地方自治体とも連携しております。そういう意味で、弁護士を教育するという部分と、地域に根差した法律問題に取り組むという大変意義があると思います。そこを卒業するとひまわりとか法テラスへ派遣されるみたいですが、是非ここを入れていただきたいと思います。

それから、法テラスもやはり新人の弁護士さんを教育するという目的もあるように認識していますが、これらの場では法科大学院であったり司法研修所での教育の部分でも出てきているのではないかと思いますので、その管理者又は所長の御苦勞や御希望も是非聞きたいと思います。

○鎌田委員 ただいままでの各委員の御意見の中では、法科大学院、それから司法修習、そして司法修習終了後の就職先、職域の問題について、それぞれヒアリングを行い、かつ検討をするということだと思いますけれども、法曹養成制度の中にはもう一つ司法試験というものがあって、その司法試験と法科大学院教育との間に若干のミスマッチがありはしないかというようなことが言われてきているところでもありますし、また森副大臣のお話との関連で言えば、法科大学院制度は旧来の制度と違って、そういった人権感覚であったり幅広い人間性の涵養というふうなことを教育目的として掲げ、実際にそれは一生懸命やっているところでもございますけれども、司法試験の合格率が低下するに伴って、学生の間にはやはり試験に直結しない部分については労力を割かないようにするような傾向も生まれているということが、一部に指摘されているところでもありますので、現在の状況のもとで司法試験がどう運用されており、そこにどのような問題点があるのかということも、是非検討項目の中で意識をしていただきたいと思います。

ヒアリングにどういう形でなじむのかについては、少し検討を要する部分かと思っておりますけれども、司法試験の在り方もここでの検討の対象であるということについては、コンセンサスが得られればと思っております。

○佐々木座長 ただいま司法試験ということにつきまして、ヒアリングということになるか、

どういふうなことが可能かはともかくとして、いろいろな意味で重要なポイントであろうという御指摘であります。ごもっともな御指摘だと思いますが、いかがでしょうか。という形にするかはちょっと検討いたしますけれども、これも一つの項目として現状把握に努めるということをやるといことはよろしいのでしょうか。

○森文部科学副大臣 賛成で。

○佐々木座長 関連発言ですか。

○森文部科学副大臣 今のは大変重要な御指摘だと思います。要は試験がどのような内容で行われるかによって、要はその試験が受かるようにするのがやはりカリキュラムの中でいろいろなことが行われると思いますので、今御指摘のありましたように、この司法試験についてきちんと検証することは非常に重要であると私も思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

○若旅オブザーバー 進行方法について意見を述べたいと思います。

この10年間の歩みをどう検証していくか。これがフォーラムの意見を取りまとめる場合の土台になると思います。その意味ではこの検証作業というのは非常に大事ななと思います。これまで各委員からいろいろなことが出されておりますけれども、要するに現状把握、検証のために何を調査対象とするのかと、それからどのような目的、あるいは趣旨で、何を明らかにするための調査か。それからどのような方法が一番適切なのか。ヒアリングでいいのか、アンケートが必要なのか。これらの点を今日出た意見に限らず、総合的に検討して現状把握のための言ってみれば設計図、まずこれを描く必要があるのではないのでしょうか。

こうした作業に時間もかかりますけれども、法曹養成という大変重大な課題への取組をしているわけですから、この点是非とも力を入れていただきたいと思います。日弁連も含めて関係者全力で調査と検証ということに協力もしたいと考えております。よろしく願います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ほかに何か進め方及びヒアリング、その他にかかる、翁委員、それから藤田さん願います。

○翁委員 現状把握のヒアリングの先については、こういった先だと思いますけれども、ちょっとその視点ということでコメントさせていただきたいんですけれども、単に企業と書いてございますが、特に中小企業の企業再生とか、あとこれからシーズを育てていくベンチャーの分野とか、そういったところはやはり日本にとって非常に重要であり、法的なニーズのあるところだと思いますので、そういったところが実際どうなっているのかというようなことについて、是非ニーズが分かるようなヒアリング先も見付けていただきたいというように思います。

それから、外国とも書いてありますが、実際、今の状況で海外がどうなっているかということも知りたいですし、また日本の企業はどんどん海外で活動しなければならなくなって、M&Aとか、また海外の現地でいろいろな展開をしていくというような状況になっていきますので、そういった視点からどういうニーズがあって、どういうことをこれから必要なのかということについても、是非この調査で分かるような視点を持って、ヒアリング先を見付けていくことが大事ではないかというように思っております。

それから法曹養成の関係につきましては、現在、法曹を希望する人たちがだんだん減って

きているという、人数が減少しているということについては共通の認識があるわけですが、この属性がどういうふうに変化しているのかということについてはいま一つ分かっていないところがあります。恐らく当初予定していたように、いろいろな分野の方が入ってこなくなっているということはそうだと思うんですが、あと同時に、法学部からいらっしゃる方とか、前どなたかが非常に優秀な人が来なくなっているという御発言があったんですけども、本当に今優秀な人が来なくなっているのか。例えば法学部で優秀な人が来なくなっているのかどうなのか。そのあたりもちょっと印象論ではなく、本当は実態どうなのかということについても、少し客観的なデータが分かるといいなというように思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。では、藤田財務副大臣からお願いいたします。

○藤田財務副大臣 ありがとうございます。私、初めてでございます、場違いな意見になればお詫をいただきたいと思いますが、ヒアリングの関係で例えば入管の関係ですね。例えば西が丘とか牛久とかいろいろありますけれども、そういう先ほど森副大臣の方からお話があったんですが、そういう人権的な角度から言いますと、そういう観点もヒアリングがいいのか視察がいいのか分かりませんが、可能であればそういうところも入れていただければ意味があるのではないかとというのが1点と、それから最近いろいろこの法律関係のことで、海外と日本との比較が外国のジャーナリストとか外国の弁護士さんからいろいろございまして、そういうせっかくの機会でございますので、日本と外国との比較等ができる、具体的にどういふ方にお伺いすればいいのか分かりませんが、そういう視点があればいいのではないかとというのが2点目。

それからいわゆる国家試験の関係で、実は弁護士さんだけではなくて、公認会計士さんとか、歯科医師さんとか、つまり国が認定をしたけれども、就職のミスマッチ等があるというのは、かなりほかの領域、「士」へんを中心にして多々あるような気がいたしますので、その国が認知をした有為な方々が、ミスマッチで社会に十分貢献できないという実態がほかにもあるような気もいたしますので、そういう点ももし何か比較をしながら、抜本的な問題について検証ができれば意味があるかと思っておりますので、これも私の印象からの主観的な意見でございますので述べさせていただきます。

○佐々木座長 ありがとうございます。それでは、次、南雲委員をお願いします。

○南雲委員 2点について申し上げたいと思います。1点は政府に申し上げたいと思います。

この内容については以前も申し上げたと思いますが、貸与制への移行を遅らせることは、司法制度改革の歯車の一つ外すことになり、改革全体を否定するのではないかと気がいたします。そういう意味では、今までの議論、取りまとめ、今後のフォーラムの議論を政府がきちんと尊重することを明確にさせていただくことも大変重要であると考えます。先ほど滝法務副大臣の話について、是非政府としても尊重することを明確にさせていただきたい、このことを申し上げておきたいと思っております。

2点目は、司法制度改革により改革された内容について、関係各省が現在どのような問題意識を持って、それに対して検証・検討を行っているのか、既に行っている内容があればその内容を含めて、このフォーラムの場で共有化を図ることも大変重要ではないか。そういう意味では、先ほど鎌田委員も言われておりましたけれども、ロースクールの状況や新司法試験制度の実情などについて、多角的な分析を行っていくことも大変重要だと思います。そのためにも横断的に各省が連携できる体制の構築が最も重要であるということも申し上げてお

きたいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

○丸島委員 今後の進行について、各委員がおっしゃられたことに付け加えてということで申し上げます。

一つは、このフォーラムの前のワーキングチームの場でも一通り様々な分野の方々からのヒアリングを行い、あるいは資料等による情報共有などがされておりますので、一からの出直しではなくて、そうしたものも何らかの形でコンパクトにまとめていただいて、更にヒアリングや調査を重ねるということをお願いできればと思っております。

それから、今南雲委員がおっしゃったとおりで、各関係機関などではこの10年間様々な取組をしていたり、あるいはそのことがいろいろな課題、困難にぶつかったり、いろいろなことがあったと思います。そのあたりを現状把握する上で整理していただいて、数値化できるものは数値化し、あるいはそうでないものについてはその評価、この評価も様々にございますので、できれば複眼的な評価を入れて整理して、事務局には御苦勞をおかけしますが出させていただくと、それを踏まえた議論になることができるかなと思います。

もう一つは、弁護士の活動領域というときに、司法制度改革審議会意見書にも書いてありますとおり、弁護士の社会的責任・役割について、まずは、当事者主義訴訟構造の中で精力的な訴訟活動などを行うということが基本だとされております。今、議論されているのは、それにプラスして、どのような分野での活動が期待されているかということですが、基本的な活動分野である裁判制度、民事裁判や行政訴訟など、このあたりの改革の議論も審議会以来されてきたわけですが、こうした制度の利用度、利用しやすさ、必要な制度改革の何が行われ、何ができなかったか、今、国民にとって裁判制度はどうなっているのか、このあたりもやはり数値の把握やそれに対する評価なども含めて必要ではないかと思えます。

それとの関係では、これは後の人口の問題にもかかわってきますが、審議会意見書の当時、裁判官、検察官の大幅増員の必要性についてそれぞれ見込み数字が出されておりました。これは、事件数の増加などにも伴って、どの程度の裁判官・検察官の増員の必要があるのかということも含めて当時試算がされております。このあたりのことや、その後の推移の状況などについても、やはり認識を共有しておく必要があるのではないかなと思っています。

その他、先ほど出ました消費者、労働、あるいは中小企業、高齢者、障害者、国民の中のかなりたくさんの方々がかような分野に関連してくるわけですので、この分野の法的支援の必要性や現状などについても把握できるような数字を含めての評価、こうしたことも共有できれば有り難いと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

進め方につきまして、あるいはヒアリングの対象・範囲につきまして、いろいろ御意見をいただきました。まだ御意見おありかと思いますが、いかがでしょうか。いずれまた途中で、これもという話が出てきたときは考えるということもあろうかと思いますが、ただいまお伺いしました御意見をもとにしまして、次回の会議までに事務局とも相談しながら、来年の5月というものを一応頭の片隅に置いてプログラムをつくって、次回はお出しするというようにしたいと思いますが、先ほどちょっとお話しございましたように、スケジュール的に改めて会議をやっていると間に合わなくなるものも出てこないとも限らないので、いずれにしても具体的な連絡につきましては、これを密に皆さんとしていきたいと思いますが、とりあえ

ず今日の御意見を伺って一度整理をさせていただきたいと思ひます。それに従って次回以降
どういふスケジュールにするかといふことも御連絡申し上げたいと思ひます。

4 在るべき法曹像についての意見交換

○佐々木座長 そこで今日は、もう一つ大きなこちらが主題と言へば主題なんです、法曹養成制度の在り方について、在るべき姿についての意見交換を今日はお願ひしたいと思ひておりました。第一次取りまとめにおきましても、法曹養成制度の在り方については司法制度改革の想定した新しい時代の法曹像がどういふものを改めて確認し、それを前提に法曹養成制度の在り方を考えるべきであるとしているわけでございます。そこで在るべき法曹像についての意見交換といふことを、今日残りの時間帯でお願ひをしたいと思ひているわけですが、その前提として司法制度改革において示された在るべき法曹像がどういふものかといふことにつきまして認識の共有をお願ひしたいと思ひまして、事務局に説明を私からお願ひしたところでございます。

○後藤司法法制部長 それでは、資料6を御覧ください。司法制度改革において示された在るべき法曹像について（事務局作成）といふことでございます。内容は平成13年6月12日に司法制度改革審議会が取りまとめましたその意見書がございます。そこからの抜粋でございます。当時、この在るべき法曹像といふことで、当時の司法制度改革審議会がどういふことを考えていたかといふことが示されているといふことでございます。全部で6ページのものでございます。

まずIとして、「今般の司法制度改革の基本理念と方向」、「第2 21世紀の我が国社会において司法に期待される役割」、「2. 法曹の役割」といふところでございます。この上のゴシックで書いてある5行がその下に書いてあるところの要約といふことになっておりますが、御紹介いたしますが、「国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹が言わば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。」といふことでございます。

本文の方は先ほども文科森副大臣からもちょっと言及されましたけれども、「制度を活かすもの、それは疑いもなく人である。」といふところから始まりまして、2番目の段落では、国民が自律的存在として社会生活関係を形成していくために、法的サービスを提供する法曹の協力が不可欠である。3番目の段落は、「法曹が、個人や企業等の諸活動に関連する個々の問題について、法的助言を含む適切な法的サービスを提供することによりそれらの活動が法的ルールに従って行われるよう助力し、紛争の発生を未然に防止するとともに、更に紛争が発生した場合には、これについて法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な解決・救済を図ってその役割を果たすことへの期待は飛躍的に増大するであろう。」とされております。これは専ら国内的なことを中心に言っているとしますと、その次の段落が国際的な場面でございます。1ページの下から2行目からは、21世紀における国際社会における在り方といふことで、様々な場面で法曹の役割の重要性が一段と強くなるといふことが書かれております。

2ページの上の方から2番目の段落ですが、最後に「21世紀における、以上のような役

割を果たすためには、法曹が、法の支配の理念を共有しながら、今まで以上に厚い層をなして社会に存在し、相互の信頼と一体感を基礎としつつ、それぞれの固有の役割に対する自覚をもって、国家社会の様々な分野で幅広く活躍することが、強く求められる。」としたものでございます。

2ページの真ん中以降、「Ⅱ 国民の期待に応える司法制度」としては、「第3 国際化への対応」ということが述べられております。ざっと目を通していただければいいわけですが、2ページで申しますと、一番下の段落からですが、「こうした中、透明かつ公正なルールの下で、ルール違反を的確にチェックするとともに、権利・自由を侵害された者に対し適正迅速な救済をもたらす司法の役割を強化し、その国際的対応力を強めることが、焦眉の課題となる。自由で公正な社会や効率的な市場システムを支える適正迅速な紛争解決手段の整備、国際的組織犯罪や各種危機管理への的確な対応、社会の様々な場面での人権の保障、戦略的リスク管理や法遵守を含むコーポレート・ガバナンスの確立、国家戦略としての知的財産や情報金融技術への取組み等において」うんぬんということで、これらの分野で活躍されることが期待されるということが紹介されているわけでありまして。

3ページの3は、「法整備支援の推進」でございます。「発展途上国に対する法整備支援を推進すべきである。」ということで、政府として、あるいは弁護士、弁護士会としても連携を図りつつ、積極的に推進すべきであるとしております。

3ページの下の方、「4. 弁護士（法曹）の国際化」でございます。「弁護士が、国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の向上、執務態勢の強化、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化の要請への配慮等により、国際化への対応を抜本的に強化すべきである。」としております。

それから4ページにまいりまして、「Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方」、ここでも法曹の在り方として、質・量ともに大幅な拡充が必要であるということで、2番目の段落でございますけれども、「人的基盤の整備としては、プロフェッションとしての法曹（裁判官、検察官、弁護士）の質と量を大幅に拡充することが不可欠である。」としております。

質的な側面につきましては、その次の3番目の段落でございますとおおり、ここにも「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力」、その他「洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」が求められていることが記載されているわけでございます。

4ページの下の方は、「第1 法曹人口の拡大」ということで、これは法曹人口のことを論じているわけでありましてけれども、ここに紹介してございますのは、法曹人口の大幅な増加が必要であるその前提として、様々なニーズが予測されるということで、ここに書いてあるとおりのことでございます。実際には5ページには上の方は「枚挙に暇がない。」ということで終わっておりますけれども、この後に年間3,000人の合格者を目指すべきであるというくだりが続いているということでございました。

それから5ページは、「第3 弁護士制度の改革」ということで、「1. 弁護士の社会的責任（公益性）の実践」でございます。一つ目の丸にありますように、「弁護士は、誠実に職務を遂行し、国民の権利利益の実現に奉仕することを通じて社会的責任（公益性）を果たすとともに、その使命にふさわしい職業倫理を保持し、不断に職務活動の質の向上に努めるべきである。」、2番目の丸は、「弁護士の公益活動については、その内容を明確にした上で、

弁護士の義務として位置付けるべきである。また、公益活動の内容について、透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすべきである。」としているところでございます。

具体的な活動としては、5ページの一番下の方でございますけれども、「信頼し得る正義の担い手」ということで、「例えば、いわゆる「プロ・ボノ」活動、国民の法的サービスへのアクセスの保障、公務への就任、後継者養成への関与」等々が紹介されているところでございます。

最後の6ページの2でございますが、「弁護士の活動領域の拡大」としまして、「今後は、弁護士が、個人や法人の代理人、弁護人としての活動にとどまらず、社会のニーズに積極的に対応し、公的機関、国際機関、非営利団体（NPO）、民間企業、労働組合など社会の隅々に進出して多様な機能を発揮し、法の支配の理念の下、その健全な運営に貢献することが期待される。」というものでございます。

最後に、7で「隣接法律専門職種の活用等」という項目でございますが、弁護士法72条、現行の弁護士法でございますが、「弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務を取り扱うことなどを業とすることを禁止している」わけですが、他方で「司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士などのいわゆる隣接法律専門職種は、それぞれの業法に定められたところに従い、限定的な法律事務を取り扱っている。」という実情であるわけでございます。この意見書におきましては、最後の段落にありますとおり、「制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。」としたところでございます。

雑駁でございますけれども、事務局からは以上の御説明でございます。よろしくお願いたします。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ただいまのは、審議会の報告書から幾つかの箇所を取り出した形で御紹介をいただいたところでございます。ここに示されますいろいろな法曹像、あるいはその活動領域の今後の展望等々がこれからの我々のヒアリングその他におきましても、重要な項目をなすわけでございます。そこで改めまして皆様方からこの在るべき法曹像につきまして、御意見が当然おありかと思しますので、本フォーラムとしても今日この時間を使いまして、御発言、意見交換をさせていただければ大変有り難いと思っております。既に意見も出された方もいらっしゃるけれども、あるいは新たな形でも結構でございますので、何か御意見ございませんでしょうか。

○井上委員 私は司法制度改革審議会に参加していた一員ですが、その際もかなり幅広く、かつ先を見通した議論をしたつもりであり、だから拘泥するというわけではないのですが、ここに書かれていることは、基本的には、目指すべき法曹像としてそれほど変わっていないように思っています。

審議会がこのような取りまとめをした背景には、その当時の法曹養成の在り方といえますか、法曹がどういうふうにして生み出されてきたのかという実態があり、誰でも司法試験を通りさえすれば司法修習を経て法曹となれるという制度だったのでございますけれども、現実には合格率3%という極めて過酷な受験競争でして、むしろ、立派な法曹となられた人たちも少なからずおられるのですが、一般的な傾向としては、法曹を志望する人たちにとっては、

とにかく司法試験に通ることが最大の目標となり、何年もかけて予備校に通ったり受験技術を身につけようとする。その間はほとんど思考停止状態で、受かるためにはこういうふうなことを覚え込まなければならないとして覚え込もうとする。そういう傾向が非常に強くなっていた。その結果、どういうことが起こったかといいますと、法曹になってからも、自分で苦勞して考えるよりマニュアルを求め、それに頼ろうとする。そういう傾向が著しくなっているといったことが指摘されておりまして、そういったことを根本的に改めるため、教育の仕方や司法試験・司法修習などの仕組み全体を考え直そうとしたわけです。

そして、その結果として提案された新たな法曹養成のシステムを通して、ここに書かれているような、国民の様々なニーズに応え得る豊かな資質と人間性を持った法曹を相当教育していくという構想であったわけです。それから今までに、その目標がどこまで達成できたかですが、新たなシステムで法曹となった人たちが実務に出てまだ4年目ですので、速断することはできず、これからというところだと思っております。

なお、先ほど森副大臣がおっしゃったことに関連して法科大学院での教育について付言しますと、法律学の教育というのはもともと、単なる法技術を教えるということにとどまるのではなく、法律学の学習を通じて、人々の権利を擁護するという意識とか、公平・公正、正義の実現とか、そういうことを身につけてもらうということが中核にあるはずなのですが、司法試験の受験ということが意識され過ぎますと、その辺が飛んでしまう。我々としては、基本的な法律科目の授業などでもその辺を注意しながら教育しているつもりですが、それにプラスして、すべての法科大学院で法曹倫理という科目を必修科目として設けており、まだまだ試行錯誤で、座学だけで十分身につくとも思えないですけれども、重要な科目として教えております。その内容も、最新の問題状況を反映させてどんどん更新し充実化していくことが必要だと思っております。

最後はちょっと我田引水というか、宣伝になってしまいましたが、あるべき法曹像としては、審議会が提示したところと基本的な方向はそれほど変わっているわけではなく、その目標にどこまで近づけているのかが、近づくためにはどうすればよいか問題なのではないか、そういうふうに考えている次第です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

○森文部科学副大臣 ありがとうございます。今、井上先生の方からお話がありました。私もこの司法制度改革において示された在るべき法曹像について、基本的な部分ではこれの実現に向けて今動いていて、それが本当にこういう法曹関係者が育てることができればいいと思っているんですが、ただ、先ほど私が申し上げました郵便不正事件、検察官が証拠を改ざんするという、あってはならないことが起きてしまったわけですし、当時の伊藤次長検事もいっちゃいますけれども、やはりそういうことを考えますと、ここに書いてあることは全くそのとおりでと思うんですけれども、本当にその大前提として、もう少し強く基本的人権の尊重でありますとか、刑事司法、もう本当に釈迦に説法でございますけれども、疑わしきは被告人の利益にという刑事司法の大原則が本当に守ることのできるそういう法曹関係者を育てているのかとか、それから法と証拠に基づいて適正に捜査、あるいは裁判が行われているのかとか、今回の事件を通して、先ほども申し上げました検察官のみならず裁判所、裁判官に対しても、やはり様々な冤罪事件等々を通して、非常に厳しい目が国民から向けられているということも考えますと、もしこのフォーラムで改めて少し何か加筆をしてまとめるとい

うようなことがあるとすれば、そういうところをいま一度、原点に立ち返って何かまとめるということはできないのかどうか。この意見書全体は見えていないので、もしあったら大変申し訳ないんですが、ここの提示いただきました資料では、弁護士の社会的責任についてはかなり踏み込んだ内容というか、はっきり例えば「信頼し得る正義の担い手」というようなフレーズがありますけれども、ここは検察官、それから裁判官についても当然あるんだと思うんですが、そのこのところをもう1回少し見直して必要な部分を加えると。一番の原則の部分というか、そういう部分を加えるというようなことはどうなんでしょうか。

○佐々木座長 それではそれは後でまた、事務局に御発言の趣旨は伝わったと思いますので、チェックをお願いします。

ほかにいかがでございますでしょうか。

○久保委員 先日まとまった第一次取りまとめの最後のくだりを読んでいますと、新しい法曹養成制度が「新時代の法曹像についての明確なイメージを確立しないままに動き始めたことによって様々な問題が生じている」というふうな意見があって、私はなるほどなと思ったんです。と言いますのも、国民と法曹の関係で言いますと、長い間「難しいことはお任せします」、「任せなさい」と、そういう関係だったと思うんですね。それが国民を司法から遠ざけてきたことは、誰もが指摘してきたところですが、その構図がこの10年間にどの程度変わってきたのかといたら、余り変わっていないのではないかと。むしろ、高度化・専門化する中で、ますます国民と司法を遠ざけてきたというふうな感じがしているわけです。ですから、この関係を打ち破るには、やはり法律から国民のレベルにまでおりてくるというふうなことが必要ではなかろうかと。具体的に言いますと、国民の痛みとか悲しみとか、そういったようなものを我が物として感じられるような、あるいは共有できるような法曹、法律家、これをしてできるだけたくさん国民の身近に置いておく、存在するということが必要ではないかなということを感じております。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。

○南雲委員 ありがとうございます。司法制度改革審議会の描いた法曹像として、それまでが主に国内で訴訟を担当する者であった法曹像、多様化、高度化、国際化した国民のニーズに応じて、社会の様々な分野で幅広く活動する課題解決者とするものであったと認識しております。

そういう中で、司法制度改革において示された在るべき法曹像についての資料の6ページにもございますように、弁護士の活動領域の拡大についての記載をされておりますけれども、国内の企業や団体等への法曹人材の活動領域の拡大を着実に進めていくことも、国内の訴訟担当者から課題解決者へと転換していく上で重要であると考えております。例えば文科省管轄の原子力損害賠償紛争解決センターでは、十分に国民の期待に応えていくためには、相当数の常勤の弁護士が必要になるのであらうと思いますが、弁護士の調査員が不足しているといった声も聞こえます。こうした真に課題解決を求められている場において、法曹人材が不足している原因は何なのかを明らかにしていくことも必要ではないのかなと思います。

また、資料の4ページに、弁護士の国際化への対応を強化すべきという点についても、全く同様の認識でございます。ただ、国際機関等で働く法曹人材の国際力の強化はもちろんでございますが、日本企業が直面する課題解決ニーズ等を考慮すれば、国内の企業や団体等で

働く法曹人材の国際的資質を養うことも大変重要であるということも考えております。これは今検討している段階でございますけれども、私ども連合でも今後の採用に関し、法曹人材を採用できないか検討いたしております。具体的には連合内部の様々な業務に従事していただくとともに、労働法制等において法曹での知見を発揮していただけないかと考えております。今、検討を加えているところでございますが。そういう意味では、訴訟以外の場において法曹人材が活躍できる社会的仕組みづくりをどのように作り上げていくのか、関係各省の連携とともに、官民が一体となって検討を進めていくことが大変重要であるのではないかと考えております。

以上であります。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

○萩原委員 少し感想めいたことで恐縮ですが、10年前、この在るべき法曹像を考えたときに、21世紀の日本の社会というのはどういう社会になると想定して、このような在るべき姿像が描かれたのでしょうか。あれから10年たって、この先10年、あるいは20年、30年後の、21世紀の社会像というのは、ここで書かれている社会と同じなのかと。もしかすると随分と変化をしているのではないのか。例えば、少子化や高齢化は、我々の想定していた以上にどんどん進んでいく。これが30年、40年先には、よほどのことがない限り、我が国の人口は大幅に減っていく。それから経済活動は国の外にますます拡大していくかもしれない。人の移動は、日本人が外国へ出ていくというだけではなくて、アジアを含めて外国の人たちが日本の社会にどんどん入ってくるような時代になってくるかもしれない。そういう社会を前提にしたときの日本の法曹の在るべき姿というのはもう1回考えてみる必要があるのではないのかと。要するに社会実態がどういう状況になっているのかということ想定しないで、法曹像というのはなかなか考えられないなという意味で、非常にベーシックな部分について、もう1回考えてみる必要があるのではないかと。これは感想でございますけれども、そんな感じがちょっといたしております。

○佐々木座長 ただいまのことも含めて、では具体的に、例えばどういう要素をどういうふう考えるべきかというようなことも御意見があれば、是非お伺いしたいと思います。

○井上委員 今、萩原委員がおっしゃったことについて一言させていただきますと、司法制度改革審議会でもかなり先を見通して、基本的に同じような社会の変化を意識して議論がなされたのです。例えば、最後に触れられた国際化について見ますと、わが国の企業等がどんどん外に出ていき、その意味で国境がないような状態になりグローバル化していくと同時に、外国の人たちもどんどんわが国社会に入ってきて、共棲するようになっていく。そういう社会においては、従来のような予定調和的に何か暗黙のルールのようなものがあって、それに従っていれば物事がうまくいくといったようなことはなくなるだろう。いろいろな価値観とか考え方、利害がぶつかり合い、日常的なことを含めて紛争が増えてくるのではないかと。そういった社会状況を前提においたときに、どのようにして物事を解決したり、あるいは紛争になるのを予防していくのか。それは結局、明確なルールと公正な手続によって対処していくということしかなく、それはまさに司法の役割にほかならないから、それを強化すべきだ。そのような基本的なビジョンに立っていたのです。経済活動についても、そのころから既に、かつてのような右肩上がりの成長ということは最早余り期待できなくて、経済が立ち行かなくなってくることもあると考えられており、そうなる、人々の利害の対立が激しくなった

り、紛糾することが増えてくるだろう。そういう社会の中で司法や法曹はどういう役割を担うべきか。そういうことを念頭に、制度の在り方全体にわたって見直しの議論をし、改革を提案したわけです。そのときに予測したような変化が加速しているというのは、おっしゃるとおりだと思いますし、その辺の立ち位置を再確認した上で、議論をすることが大事だという点は、同意見です。

○伊藤委員 この意見書に書かれております在るべき法曹像というものについては、全く異論はないところであります。ただ、法曹養成というのはあくまで入口のところだけではなくて、現実に修習を終わり、その職に就いたその後、ずっと永遠に続くものではないかなど。だから全部ここで解決してしまおうと思ってもやはり無理があるわけです。先ほど森先生がおっしゃったように、私どもの関係しました大阪の事件がありましたけれども、あれはもう全然この司法制度改革とは全く関係なく、昔の司法試験に受かった者の話で、だからこそ変えなくてはということになるのかもしれませんが、それをすべてこの問題で変えるのは難しいと思います。要は新しい制度ができるずっと前から、この職に就いているそれぞれの者の責任において、やっていくことがたくさんあるんだろうというように思います。

そういう観点で見ますと、結局、法科大学院制度をつくり、3,000人司法試験合格者を出すと。それから修習は1年にするといった形での司法制度改革、法曹になるための制度というのができ上がったわけですが、それが果たして失敗なのかどうなのかということも、もうちょっときちっと検証しなくてはいけないのではないかなと思います。例えば、私は国が約束したことですから、司法試験の合格者は3,000人出すべきではないかと思わないわけでもないです。ただ、よく聞いてみますと、そのレベルに達していないということも言われます。しかし、それは昔の司法試験のレベルでお話をされているのではないかな。やはり制度は変わって法科大学院の教育が変われば、司法試験の問題も大幅に変わるだろう。そのときにかつてのレベルと比較して、足りる足りないという議論はやや検証不足の話ではないかなど。例えば、今、2,000人ですけれども、2,000番の人と2,500番の人と何点違うかと言いますと、そんなものすごく開きがあるわけではないです。点数上は、1科目で本当にちょっとしたことが足りない程度ではないかなど。昔、私も司法試験の審査委員をやっていたけれども、本当にあの1点、2点というのは小さな差ではないかなと思います。

それから皆さん方のところも多分行っていると思うんですけども、もう回数制限はやめると、やめないと死んでしまうぞというはがきが、週に1回か2回ずつ来ているんですけども。それも私は撤廃した方がいいと思っているんですけども。要はもう5年と延ばしたわけですし、3,000人を国が守っていないわけですから、やはりそこだけは絶対変えないぞというだけの何かあるのかなと思います。そういった意味で、先ほどのヒアリングなどはそういうことに文句を言いたい受験生というんですか、そういう人からもやはり聞いてやるのが公平かなと思います。

それから、これはもうちょっと別な話になりますが、前回もおっしゃいましたが、南雲委員が先ほど、とにかくここで話したことを政府にはきちっと尊重していただいて、きちっとそれを実現してもらいたいんだという話をされました。私、全くそのとおりだと思います。もしそういうことをしないで、また去年のやり方を不透明とまでは言いませんけれども、ああいう形で決まったことが変えられるようなことがあれば、やはり非常に大きな問題だろう

と。やはり法曹の信頼とか、そういう国の信頼というのは、決められたことはきちっと守るということにあるのではないかなと、こういうふうに思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

まだ御発言いただいている委員からも含めて、では岡田さんどうぞ。

○岡田委員 先ほど森副大臣からも話がありましたが、やはり人間性が求められると思います。人の痛みだとか、声なき声をいかに理解して、その上で国民のために力を尽くしてくれる法曹三者というのが私たちからすれば望ましいのですが、でも法学部、法科大学院、司法研修所において、先ほど井上委員からありました法曹倫理という中で、ないしはそれ以外のところでも、そういう考え方とか、その方の正義感とか、使命感とか、そういうものをすべて身につけさせるというのは、これは大変難しいのではないかと思います。そんな感じで振り返ってみますと、やはり私たちが今関わっている弁護士さんなんかで、とても弱い立場を理解してくれて、正義感があってという先生方は、若いうちに大きなそういう事件との出会いがあったとか、弁護団の一員として参加されたという体験をされています。目の前に専門家を必要とする人がいて、そのような問題に心血を注ぐ先輩がいたから、その人たちのために是非とも力を尽くさなければいけないと思われたのではないのでしょうか。そういう方々がいまも人権問題等に関して取り組んだりなさっています。その意味では教育の過程だけでなく、そこを出た後の体験とか出会いに係ることが大切だと思います。そういうことも考えられた方がいいのかなと思います。

今回、大震災のときに弁護士会で、いっぱい被災地に派遣されましたけれども、私が聞いたところによると、これは正確ではないかもしれませんが決して若い人ではなかったようです。できたらああいうところに若い人も送り込んで被災地の法律相談等体験させることも方法だったのではないのでしょうか。やはり若いうちに鉄は打てではないですけども、経験こそ将来の弁護士活動に生かされるのではないかなと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

○田中委員 この司法制度改革の基本理念と方向性でありますけれども、これ自体については先ほど後藤部長から審議会意見書の御説明がありました。それから井上委員からもいろいろと貴重なお話がありましたけれども、私も同感でございます。目指すべき法曹像などについての基本的な方向性自体は間違っていないのではないかと思います。

実際のいろいろな状況の変化もあって、実態がこの基本理念の方向どおりに進んでいるかどうかという点については、それぞれの方が、いろいろと疑問を持っておられるところがありますし、これからどうしたらよいのかということについても、非常に知恵を巡らせているという、現在はそういう状況にあるのではないかと思います。したがって今回、このフォーラムで、まずは基本的に現状がどうなのかという点について基礎データをはっきりとつかんだ上で、客観的な資料に基づいて総論から各論への議論をしていこうという方向付けがされたことは、大変好ましいことであろうと思っております。

制度改革の実施の点に関して、身近な一例を挙げれば、法科大学院から司法試験を経て司法修習を行い、そしてプロフェッションになっていくというプロセスについても、私自身、最近法科大学院で仕事をするようになってから、このプロセスの入口の実際の姿を皮膚感覚で受け止めている部分がありまして、その点私なりの意見はございますけれども、法曹養成のための全体的な制度の仕組み、方向性として見た場合、先ほど井上委員がおっしゃったよ

うな昔のプロフェッションの選抜方法に比べたら、これはもうかなりの有意的な差があるほどに生理的な現象になってきているのではないかと感じております。何と言っても、実際に制度が動き出してから間もないといえますか、それほどたっておりませんので、それをどれほどたつたとみるかについてはもちろん人によって見方はありますけれども、いったん制度がつくられた場合には、現状分析をきちんとしないままに余りころころと変えるようでは、人々の安定した営みというものにはできないわけですから、好ましいことではありません。一応しっかりとした議論を経て制度が立ち上がった以上、現在の課題については、いわばマーケティングリサーチを行った上で、現状分析をきちんとし、どこに問題があるのかということについて認識を共有する必要があります。そして、21世紀の我が国社会における司法の役割がどの程度増大しつつあり、そういう中で法曹の役割がどういうふうに変わってきて、現在どういう領域で、どの程度まで活躍の幅が広がってきているのかという法曹像に関わる問題についても、具体的な情報を共有した上で、次回からまた本格的な議論ができればよいと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。

○丸島委員 司法・法曹の役割ということで、審議会意見書の基本認識というのは、やはり80年代後半から90年代にかけて、国際的な政治・経済情勢の大きな変化と、国内的には政治・行政を始め、国のシステム全体を見直そうとする大きな議論、その中で、司法の機能の強化、役割の拡大というものの議論が始まったんだらうと思います。もちろん、その前提には、私ども弁護士自身も現場でのいろいろな実践を通じて司法をよりよいものに変えていこうという取組があり、そして様々な現場からの声がたくさんあったことは事実でありまして、審議会の時の各地の公聴会では、市民の方々から非常にたくさんの御意見をいただいて、その期待を胸にして今日まで進んできたということでもあります。

司法の機能の強化、それから司法・法曹の役割の拡大、このことは審議会意見書に書かれてあるとおりに、いわゆる国会・内閣などの政治部門と並んで、もう一つの大きな公共性を支える柱だということで、基本的に国の在り方に関わる大きな改革論議でありました。その中で法曹に対する期待、役割の拡大は、そこに書かれたとおりの理念として語られ、私どもは非常に大きな責任を感じて、一生懸命取り組んできたというのがこの10年でありました。

先ほど来、お話に出ていますとおりに、裁判制度の分野でより利用しやすい裁判制度をどう築くのかという問題もありますし、そのほか国民生活に密着した分野である消費者、労働、中小企業、更に、国、自治体、国際機関、企業、その他の組織体の中で活動分野、そういうあらゆる戦線に広げていくという努力をしてきたわけではありますが、他方で個々の取組の中では、様々な壁にぶつかっているのも事実であります。したがってこのフォーラムにおいて、改めて法曹の役割の理念的な確認や、一般的な活動領域拡大への期待を論ずるということにとどまらず、それを踏まえた具体的な政策、具体的な制度づくりがどのように関係各機関で取り組まれ、今それがどこまで到達して何が壁になっているのか、そのところの現状把握をリアルにしていけないといけないと思います。一方では、これが理念倒れで現実離れをしているとの趣旨の強い批判がされているのも事実でありますから、改めて全体としてバランスよく前向きにギアを切りかえるためには、ぶつかっている現状の問題点をしっかり把握することがこのフォーラムとにとって非常に重要ではないかと思っておりますので、そういう議論の中身、あるいは実証的な検討、そういうことを是非お願いしたいと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。

○鎌田委員 司法制度改革審議会意見書が想定した新しい時代の法曹像がどのようなものかというのをもう一度確認して、その理念を共有した方がいいのではないかということを中心に申し上げたかと思うんですけども、私自身はこの法科大学院制度をつくる段階で、法科大学院を通じて養成しようとしているのは、法曹資格者なのか、優れた法律実務家なのかというところの議論が必ずしもきれいに整理されていないのではないかと疑問として持っていました。それは今日でもなお、同じような感じを持っています。論者によって考えることが少し違う。そこで議論をするから場合によってはすれ違いが起きるのであって、その辺の目標がはっきりしないと、今後議論する職域の拡大というのも、法曹資格者の職域を考えるのか、優れた法律実務家が求められている職域を考えるのか。あるいは司法試験の合格水準としてもどういう法曹像に見合った試験科目・試験内容・合格水準なのかというのは変わってきてしまうし、今、法科大学院の教育の質ということと言われるけれども、その目標だって変わりかねないということでもあります。

それについてはいろいろな例を挙げることは可能なんですけれども、この場であつて萩原委員と議論したことだけを一つ挙げさせていただければ、この司法制度改革審議会の意見書では、法曹一人当たりの国民の数が日本では6,300人、アメリカでは290人である。アメリカ並みまではいなくても、おおむね平成30年ごろに法曹一人当たりの国民の数を2,400人のレベルまで増やしていく必要があると、こういうふうに言われているわけですね。ところがアメリカの弁護士のやっている仕事と、日本の弁護士のやっている仕事というのはかなり違うと言って過言でないと思うんです。萩原委員がおっしゃられたように、日本の企業の法務部には非常に優れた企業法務部員がたくさんいる。彼らは別に日本の弁護士資格なんか持っていないわけです。だけれども、そのうちの何割かはニューヨーク州弁護士資格は持っているんです。ニューヨーク州弁護士の資格は持っているけれども、日本の法曹資格は到底試験受けても通れないというこういう人たちが、日本の企業法務部では非常に優れた法律実務家として活躍している。彼らがしかし法曹資格者にならなければいけないと考えるのか、むしろそういった水準でしっかりと企業法務ができる法律実務家をもうちょっと幅広い教養と専門の幅を広げながら養成していくことが、今の日本に求められていると考えるのかによって、目標は全く違ってくるわけです。

現在の司法試験は、どちらかと言えば判定の基準から言うと、やはり伝統的日本モデルの法曹を養成していこうという路線で行っている。そうだとすると、今後3,000人合格を目標にするというのは、アメリカまでいかないけれども、それに近づけたモデルを想定して法曹人口論を展開しているのか、あるいは伝統的日本型法曹像をモデルにして、しかしその数をもっと増やしていかなければいけないということで議論しているのか。そのところが私の感覚では必ずしも意見の一致がないところに、法曹人口論にしても、職域論にしても、議論のずれがあるのではないかなということ。その法曹像について余り抽象的、理念的になり過ぎた議論は空回りするかもしれませんが、ある程度お互いの理解が得られるようなことが必要なのではないかと考えた次第でございます。

○丸島委員 鎌田先生のお話に関連して、法曹資格者とは何ぞや、あるいは法曹とは何ぞやという議論に絡まるんだと思うんですが、つまり法律家が例えば行政で活動する、あるいは企業で働く、それは単なる就職先として考えているのではなくて、法曹というものの持つべき

質、コア、これが社会の中で、国あるいは企業活動においても必要とされ求められているんだという観点からだっただろうと思います。その質やコアとなるものは何なのかということについては、様々な議論がありますが、プロフェッションとしての法律家に求められるもの、それは、やはり法と良心に基づいて専門家として国民の立場に立ってきちっとした判断ができ行動ができる、それはある種の独立性といいますか、専門性といいますか、そういう観点がやはり大事なのであって、そういうところを確保しながら、組織の中に行ってこそ、また組織の利益となり価値を高めることになる。活動領域の拡大の問題は、単に多くなりすぎた人の就職先をどうするというのではないだろうと思いますので、そこは法曹として求められる本質的な価値というのは何かを確認しきちっと押さえ、認識を共有させていく必要があるのではないかと思います。

○井上委員 鎌田委員の言われた点ですが、審議会意見書で描いていた法曹というのは、法廷実務家を中心にする狭い意味、伝統的な意味での法曹に限定されるものではなく、鎌田委員がおっしゃった前者、丸島委員がおっしゃったような専門性を身につけた人が法曹資格を有していようがまいが、社会のいろいろなところで活動する、そういった広がりのある法律専門家像であった。ただ、そのくらいの力がある人ならば、法曹資格も当然得られるだろうと考えていた。それが3,000という数の基底にあるイメージだったように思います。ところが実際に始まってみると、司法試験というか法曹資格を与えるか与えないかというところで、どうもそういう像に見合った動き方をしていないのではないかと。そこでは、むしろ従来型のイメージで動かされていて、本来の構想とはずれてきているのではないかと。その意味で、関係者すべてが同じような像を共有していたわけではなかったということは、そのとおりだと思います。

○丸島委員 今、司法試験の水準のことが出ていますが、ここはワーキングチームでも議論されましたけれども、司法試験が従来型の法曹像を前提にしているという御意見が出ていますが、本当にそうなのかどうかということは私どもにも分からないわけでして、他方、関係者から聞こえてくるのは、いや現状は質が落ちてきているのだという声でありそういう評価もよく聞かれます。どちらが正しいとは私には申せませんが、そのあたりのことの検証も含めて、これは法務省の所管なのか、あるいは文科省、法務省、最高裁も含めて、法曹養成制度の入口から出口にかけて質というものをどのように見ているか、それぞれの関係者がどのような判断をしているのか、このあたりの認識を共有させないと、それぞれが自分の関係する持ち場だけの認識で議論していると分裂していくばかりではないかということが大変懸念しますので、できるだけその点の情報の共有と認識の共有を図ることが必要ではないかと思えます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

○若旅オブザーバー 新しい弁護士像ということで、新司法試験のレベルは高過ぎる、大学院修了レベルでもいいのではないかと。それから採用側の要求レベルはもっと低いんだという御意見が、これは今回ではありませんけれども、1回、2回のフォーラムでも出ていたと思います。しかし、他方では実際に合否の判定に当たっている方を始め、合格レベルをもっと厳格にすべきだという意見も多いように思います。したがって、この点は2回試験の不合格者は増えているというような実態も踏まえて、このフォーラムで十分な検証が必要ではないかと思えます。共通の認識にして是非していただきたい。

それからもう一つは、先ほど丸島委員もおっしゃいましたけれども、弁護士の役割ということで活動領域の拡大ということなんですけれども、審議会意見書でも拡大の方針が掲げられて、同時に多様な分野に進出する弁護士の使命・倫理を確保する必要性ということが課題になっております。審議会意見書の79ページの囲みで書いてある部分なんですけれども、残念ながら今日の意見書の引用の資料では、その辺が抜け落ちております。弁護士が法曹として新たな分野に進出する意味というのは、一言で言えば、法の支配の理念を社会で実現することだと思います。例えば国家公務員になる場合に行政官になり切ってしまうのは、法の支配を実現したことにはならない。国家公務員でありながら、なおかつ法曹としての役割を果たさなければいけません。そのためには法曹としての使命感や倫理、それから自律や独立、こういうことを確保する必要があると、こういうふうに審議会意見書でされたんだと思います。

そういうことで、公務員としての立場、それから法曹としての役割をどう調整していくかということは非常に困難な課題ではありますけれども、こういった問題点があるということを一言指摘しておきたいと思います。

○鎌田委員 職域の拡大、とりわけ企業法務の話をする都度、丸島委員からは今日いただいたような御指摘、あるいは若旅弁護士からいただいたような御指摘をいただいて、それは十分理解しているつもりなんです。しかし、あえて少し挑発的に言わせていただければ、新司法試験になって受験生のできが悪くなって、司法試験の採点委員は2,000人合格させるんだって苦労すると言われていましたけれども、私、旧試験の司法試験委員をやっております、500人合格させるにも本当に苦労しました。合格最低点をこんなに低い点まで下げていいかという感覚、これは試験を採点した人の実感としては常にそうなんだと思うんですね。だから、新司法試験で採点者たちが自分の担当した科目でそういう実感を持っているから、できが悪くなったんだというのは、これは必ずしも当たらないんであって、もうちょっと試験の内容とか、それから短期間に何科目やるのかとか、何年間でどれぐらいの範囲を勉強しなければいけないということも考慮したときに、この水準でいいんだろうとか、あるいは採点するのは専門家であるのに対して、片方は数年間勉強しただけで、一気にありとあらゆる科目をやらなければいけない学生達であるときに、彼らが将来実務をしながら伸びていくためには、どこまでが本当に備えていることが必要な能力なのかということを見るにはどういった試験をしたらいいかということ、これはもうちょっと考えた方がいいなというのが一つでございます。

それからもう一つは、弁護士の役割について、人数を増やしているいろいろなところに進出させると、弁護士あるいは法曹としての本来保つべき軸が失われるおそれがあるとおっしゃられる。それもそうかもしれないと思うんですけれども、しかし他方で、またこれも揚げ足取りと言われるのかもしれませんが、私ども例えば法科大学院でリーガルクリニックというので法律相談を受けると、法律問題を抱えているけれども、どこの弁護士事務所へ行っていいかわからない。あるいは弁護士に受け付けてもらえないから大学に来たと、こういう人たちがいっぱいいるわけですね。このアクセス障害は必ずしもお金がないからというわけではない。いろいろな形でのアクセス障害が起きている。現在、そういう人たちはどこへ行っているかということ、例えば司法書士は簡裁代理権を持って、非常に積極的に少額訴訟に取り組んでくださっています。彼らは弁護士ではないから、では倫理観がないのかなんていう

と、そんな失礼なことはとても言えないと思うんですね。しかし、司法書士であったり、最近では行政書士もいろいろなところに進出していますけれども、司法書士の試験科目とか、行政書士の試験に通るための教育を大学がしているかという、ほとんど全くしていないわけですね。彼らは大学に設置された科目だけでは試験科目に足りませんから、受験予備校へ行ったり、あるいは自力で勉強して試験に通って仕事をしている。そういう部分は全く放置していて、そして弁護士でなければ法律実務をやらせるわけにはいかないという議論をしても、それは現実にはそぐわない部分がある。そういう意味で、隣接職種に対しては非常にある意味で緩く、しかし法曹資格者に対しては、法科大学院の教育を義務付け、かつかなり難しい試験と司法修習を義務付ける。この落差をどう埋めていくかというのも、やはり今後の検討の課題としては非常に重要な課題であろうと思っています。

○佐々木座長 大分いろいろな御意見を伺いましたが、まだ時間はありますので、どうぞ翁委員。

○翁委員 先ほど萩原委員がおっしゃったことと関連しますけれども、やはりこの人材育成の問題というのは、パースペクティブを長くとって考えていくことが非常に重要だと思います。それで特に完全に見えている将来というのは、やはり少子高齢化の急速な加速と、それから人口がだんだん減っていくということと、それから恐らくグローバル化が今よりまた一層進んでいくだろうという社会だろうと思います。ですから、そういう社会で、どういうふうに法曹が活躍できるかということをおる程度前提としながら考えていく必要がありますし、ただ、そういうなかなか日本にとっては厳しい社会だからこそ、やはり人材育成というのは非常に重要なので、競争力の点からもやはり育成していくということが非常に重要だと、その両方の点であるとは思いますが、やはり現時点よりも少し長い視野でこの問題を議論していくことが非常に大切ではないかと思っています。

それで、ここに書いてあることは、ほとんどそれで私も今も通ずるところがほとんど多いと思いますが、私も強調したい点は二つあって、一つは森先生がおっしゃったやはり私のように法曹の外の人間から考えますと、やはり人間性とかマインドというのを改めてやはりもう一度考えていっていただきたいというのが一つと、あとやはり環境が大きく変わってきますので、柔軟な思考力というのは非常に重要なのではないかなと思っています。今、学んでいることも、多分10年、20年では恐らく大きく変わっていくということだと思います。もう一つあえて言うとする、どの企業も入るとそのカルチャーに染まってしまうというところがあるように、法曹に入ると、法曹の中の考え方で何でも考えてしまうというところがあると思います。法曹の方も、やはり法曹の外の世界の考え方を知るといった柔軟性と、環境変化への柔軟な思考力というのは、今後ますます大事なのではないかとちょっと感じておりますので、今日の求めるべき法曹像ということでちょっとコメントさせていただきたいと思いました。

○佐々木座長 ありがとうございます。率直な御注意やあるいは御提言をいただきまして、司法制度改革審議会の意見書につきましては、今日改めて私ももう一度読んでみなければいかんと思った次第でございます。もしお時間おありになるのであれば、また目を通していただければと思ひまして、その上で萩原さん、その他の方から出ましたように、そこで今の段階に立ってどう考えるかということも頭の片隅に置きながら、ヒアリングをしたり、視察をしたりしていただきたいと思いますと思っております。

今日たくさんの議論が出ましたので、これをすぐ整理してどうということにはなかなかいかないと思いますけれども、今日の議論はいずれ5月までの間で、いろいろな現状認識を踏まえて、もう一度おさらいの議論をさせていただきますので、またそのときまでいろいろお考えおきいただければ有り難いと思います。

そこで次回以降、日程、ヒアリング、視察、どういうふうに組み合わせたらいいのかがちょっと悩ましくなってきました。皆様お忙しいと思いますので、例えば法科大学院につきましては、イメージ的にいうと余りたくさんの方が1カ所へ行くというわけにはいかないものですから、ちょっと幾つかグループ分けをしながら御日程が合うようなところへ行っていただくということもある。それから行った以上はただ見て帰るだけではなくて、少しディスカッションをしたり、学生にヒアリングをしたり、それから普通のというか、一般の教員がどういうふうに教育の実態を考えているか、こういう人たちとお話するとか、いろいろな御要望を考慮したいと思います。それから本委員会のメンバーに加わっている委員の方の法科大学院には、また格段の御協力をお願いすることもあるべしということもちょっと考えておりますが、いずれにしてもこの視察、その他は、かなり少人数で行かないと教室に入れないということもあるものですから、幾つかのグループに分けて行くような形になるのかなと思います。研修所はその必要はないかとは思いますが、それらも相談の上、御案内を差し上げます。なお、法科大学院については4月は無理かなと思います。

○井上委員 4月でも連休に近くなれば、新入生なども大分落ち着いてくると思いますので、考えられるとは思いますが、

○佐々木座長 一番おしまいのところと初めのところを見るというのも、一つの教育の達成度を見る上で適当かもしれないけれども。もしどうしても御都合が悪いという方がいらっしやいましたときはまたそのようなことで、来年に機会をつくることも場合によってはあるかもしれない。そのようなことを今座長としてはいろいろ頭の中で体操しているところでございます。今日の議論は議事録にとどめ置きまして、そしていずれまた5月なり4月なりの議論のときに、もう一度御確認なり、新しい意見を出していただくと、そういうことにしたいと思っております。

5 次回の予定

○佐々木座長 大変おっしゃりにくいテーマではございましたが、いい御意見を伺いましてありがとうございました。

それでは、何か事務局からございましたらどうぞ。私の方はこれで今日はいいですが、よろしいですか。

それでは、また追って日程につきましてはお知らせいたします。

本日はありがとうございました。

—了—